

松川町森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

松川町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、松川町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう松川町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 松川町の森林は 4,767ha（総面積の 65%）で、うち民有林は 3,718ha となっている。
- 民有林の樹種別資源ではアカマツが 34.1%と多く、次いで広葉樹 31.8%、ヒノキ 15.3%、カラマツ 10.6%となっている。
- 民有林のうち人工林（1,489 ha）ではヒノキ 38.1%、カラマツ 26.5%、アカマツ 24.3%となっている。
- 人工林主要樹種の樹種別総量に占める人工林率は、ヒノキ 99.7%、カラマツ 100%、アカマツ 28.6%となっている。このヒノキ、カラマツは主に用材生産を目指し植栽され、アカマツは用材生産のほか特用林産物の生産尾根を中心とした多樹種植栽困難地などに植栽されたものである。
- 民有林人工林で、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林を除く森林）が 585ha（人工林の 39%）あり、そのうち令和元年度時点で 349ha（人工林の 23%）が間伐等の整備が必要な状態にある。
- 松川町内では、飯伊森林組合により 2 団地（区域面積 694ha、うち人工林 411ha）の森林経営計画（所有者が森林組合へ管理を長期施業委託した森林の持続的な施業計画）が策定されており、町内の林業経営は主に森林経営計画策定森林において実施されている。

また、部奈地区では地域の住民が主体となった里山の利活用の取組が行われており、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく里山整備利用地域の認定を受けている。
- 松川町内の森林は竜東、竜西に大きく二分化され、竜西では森林経営計

画などによって管理される森林が大半をカバーするが、竜東では林業の施業が困難な地形が多く、林業経営が盛んではない。また竜東では前述の整備を必要とする森林が全域にわたり分布し、特に主要地方道松川大鹿線沿線の森林管理が課題となっている。

- 主要樹種の一つであるアカマツは、近年はマツノザイセンチュウ病（以下、マツクイ病という。）の被害が深刻化しているため、町では被害対策を実施しているが、終息の見込みは立っていない。
- 更に、松川町では国土調査が完了しているものの、その後の所有者情報の更新が完全ではなく、今後の森林管理にあっては所有者情報の整備が課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- 松川町では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定へと促し、森林が有する防災減災の機能が求められる主要地方道松川大鹿線周辺の森林について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- 意向調査を実施し、森林の適切な経営管理に欠かせない森林所有者情報の更新について庁内関係課と協議のうえ追跡調査、情報更新等必要に応じて実施し、林地台帳の精度向上に努める。
- 以上を踏まえ、別添図面のとおり意向調査実施区域を設定し、森林組合等による集約的な森林施業を促すとともに、意向調査後の現況確認において、林業経営困難と判断される森林やその周辺森林については町が森林所有者から経営委託を受け、適切な森林経営管理（町管理又は経営実施権の配分による林業経営体管理）を実施する。
また、その他の森林については、予定区域の意向調査が完了し整備の体制が整い次第、経営管理について森林所有者の意見を聞きつつ検討する。
- なお、アカマツ林の特用林産生産場所においては、所有者の責務による管理とし、それ以外は当面マツクイ病の被害対策による管理を行いながら、自然遷移による針広混交林へと誘導することとし、個別に必要と判断されるものを除いて意向調査後の本制度による森林経営管理からは除外する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 生産林として除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
 - 大島・生田団地（17～19、23、27、28、65～68、75 林班）
 - 上片桐団地（3～12、79～82 林班）
- ・森林経営計画樹立候補森林
 - 24、32、33、48 林班
- ・公有林（町有林、中川村有林）
- ・団体有林
 - 国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
 - 生産森林組合（地縁団体含む）
 - 区有林、会社有林
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・主要地方道松川大鹿線沿線の森林区域を林班単位で設定し抽出する。
- ・森林経営計画樹立予定森林を設定し抽出する。
- ・抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合などにはその区域を随時追加する。

ウ その他対象森林への追加

- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意となった森林（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源
 - (1,290ha)・・・詳細は別紙1 森林資源構成表のとおり
- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり
- ・対象森林に関わる筆数（概数） (6,620 筆)

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は、令和2年度から開始する。
- ・意向調査は、優先度の高い地区から進めることとし、その計画は別紙2のとおりとする。
- ・調査方法は、郵送を基本とするが、町内者にあっては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は、直接回収を基本とするが、町外者にあっては、郵便とする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・意向確認とその後の現況調査によって管理の対象となる森林は、経営管理制度に則した経営管理（集積計画の作成とその後の経営）を進めることを基本とする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林管理経営権の設定が完了した森林から経営管理実施権の配分又は松川町による森林経営管理事業を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得たうえで森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林経営管理実施権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施をする。
- ・森林環境譲与税は、松川町森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・松川町森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進や都市部に対する森林管理に対する理解度向上等譲与税の趣旨に沿って活用する。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は、積極的に森林簿に反映することとし、森

林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

- 一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、南信州地域の市町村と連携し、情報の共有その他連携して進める事項の検討を行う。